

平成 30 年度 公的研究費不正防止計画

平成 30 年 4 月 1 日

項 目	手続等	不正の発生する要因	不正防止計画
(1) 機関内の責任体制の明確化	責任の明確化	・研究機関内で責任と権限の所在が十分に認識できていない場合がある。 ・時の経過とともに責任意識が低下する。	・平成 30 年度中に不正防止計画推進委員会規程を策定する。
(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境整備	ルールの明確化・統一化	・公的研究費（科研費）の使用（執行）ルールや業務フローが明確化されていない。	・平成30年度中に科研費取扱規程及び執行ハンドブック策定する。 ・科研に応募する研究者及び関係職員に対し、規程及び執行ハンドブックについて事前に説明会を実施し、周知を図る
	関係者の意識向上	・競争的資金が公的研究費であるという意識が希薄である。 ・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・7 月にコンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修(e-ラーニング)を実施。 理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図る。
(3) 情報発信・共有化の推進	通報体制の向上	・不正使用に関する通報（告発・相談）窓口及び通報者の保護体制の周知が不徹底	・1月に取引業者より不正防止の誓約書を徴取。 取引業者に対し、本学の不正防止への取り組みを発信する。
(4) モニタリング体制	実効性あるモニタリングの実施	・実効性のあるモニタリングが不十分である。	・11 月に内部監査委員会による内部監査を実施する。

以上